

事 務 連 絡
令和2年12月22日

各都道府県、指定都市、中核市
障害保健福祉主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療における経過的特例の令和3年4月以降の取扱いについて

自立支援医療につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

障害者総合支援法施行令附則第12条及び第13条に基づく、自立支援医療の支給認定に係る政令で定める基準及び負担上限月額の経過的特例については、令和3年3月31日までとなっているところですが、令和3年4月1日以降も本経過的特例を延長する予定としております。

今回の延長に伴う障害者総合支援法施行令の改正については、現在作業を進めているところですが、公布後速やかに対応できるようにする観点から、下記を参考の上、あらかじめ準備いただくよう管内各関係機関へ周知いただくとともに、事業の適正な実施が図られるようお願いいたします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いいたします。

記

<職権による支給認定の変更について>

経過的特例の期限延長に伴って、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）の有効期間の延長を行う必要が生じることとなるが、利用者の負担軽減及び事務の簡素化の観点から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の規定により職権変更による延長を行うことが可能である。

なお、令和元年12月26日付け事務連絡により、受給者証に「経過的特例が延長された場合は令和〇年〇月〇日までとする。」等の記載をした場合については、職権変更による延長の取扱いは不要である。

<事務処理方法について>

- ① 「当初（現在支給認定しているもの）の支給認定開始日から起算して1年以内の日が属する月の末日（かつ医療が必要な期間として知事等が認める期間）を支給認定の有効期間とする受給者証及び延長した期間の自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）を新たに作成していただきたい。
- ② ①の新たな受給者証等を受給者に対して発行する時期については、本改正を盛り込んだ政令改正の公布後速やかに行っていただきたい。
- ③ また、令和3年3月31日をもって有効期間を迎え、引き続き更新の必要がある者（例えば1年間の有効期間の場合：令和2年4月1日～令和3年3月31日までの有効期間である者）又は令和3年4月以降を支給認定開始日とする新規申請者からの申請書の提出があった場合の申請書は受理して事務処理を行っていただくが、当該支給認定に係る受給者証等の発行については改正政令公布後に行っていただきたい。
- ④ 現在、支給認定障害者等が所持している受給者証及び管理票の取扱いについては、回収する又は支給認定障害者等に対して受給者証及び管理票の破棄を確実に行うよう周知するなど適宜の方法を各自治体の判断で行っても差し支えない。
- ⑤ ①に該当する者が既に取得した診断書については、次回の申請（今回の職権変更による延長において、延長された期限が到来した際に行う申請）に使用しても差し支えない。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課自立支援医療係 青田
TEL:03-5253-1111(内3057)
E-mail:jiritsuiryou@mhlw.go.jp

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年法律第二百二十三号)

(支給認定の変更)

第五十六条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。

2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条第二項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村等は、第二項の支給認定の変更の認定を行った場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成十八年厚生労働省令第十九号)

(法第五十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第四十四条 法第五十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第五十四条第二項の規定に基づき定められた指定自立支援医療機関

二 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項

三 支給認定の有効期間(第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針に変更を伴わない場合に限る。)

四 第四十一条第八号に掲げる医療の具体的方針

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年政令第十号)

附則

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員に

ついて指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の特例)

第十三条 指定自立支援医療(育成医療を除く。)に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、令和三年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円

二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。) 一万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千円